

証券コード 3486

2020年3月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

代表取締役社長 金 大 仲

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年3月25日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1.第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び
計算書類の内容報告の件
2.会計監査人及び監査等委員会の第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式
の割当てのための報酬決定の件 |
| 4. インターネ
ット開示に
関する事項 | 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及
び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、イン
ターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.global-link-m.com/ ）に掲載して
おりますので、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員
会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.global-link-m.com/>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は、ご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

##### 全般的な事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、海外経済の減速や自然災害などの影響から輸出・生産や企業マインド面に弱めの動きがみられるものの、所得から支出への前向きな循環メカニズムが働くことで、基調としては緩やかに拡大いたしました。

投資用マンション市場においては、東京23区を中心とした首都圏のワンルームマンションの賃貸需要は引き続き底堅く推移しております。また2019年上期(1～6月)に供給された首都圏の投資用マンションの平均価格・㎡単価は前年同期に比べ共に下落しておりますが(株式会社不動産経済研究所調べ)、直近数年間の期間で見ると首都圏の投資用マンションの平均価格・㎡単価は共に上昇傾向にあります。このような傾向があるものの、良好な融資環境の下、投資家の需要も堅調に推移しております。

以上のような環境の下、当社グループは、東京23区を中心としたエリアにおいて、開発から管理までをワンストップで提供する不動産ソリューションサービスを主力として事業活動に取り組みました。

当社グループの当連結会計年度の売上高は、25,086,370千円(前連結会計年度比10.8%増)となりました。売上原価は、20,903,262千円(同10.5%増)となり、売上総利益は4,183,107千円(同12.0%増)、売上総利益率は16.7%(前連結会計年度は16.5%)となりました。販売費及び一般管理費は、2,618,167千円(前連結会計年度比3.7%増)となり、販管費率は10.4%(前連結会計年度は11.1%)と低下いたしました。この結果、営業利益は1,564,940千円(前連結会計年度比29.3%増)、営業利益率は6.2%(前連結会計年度は5.3%)となり、経常利益は1,364,923千円(前連結会計年度比20.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は867,177千円(同14.8%増)となりました。

## 事業別概況

当社グループの事業セグメント別の業績(売上高は外部顧客への売上高)は次のとおりであります。

### (不動産ソリューション事業)

当セグメントは、東京23区を中心としたエリアにおいて、土地仕入・企画、投資用コンパクトマンションの設計・建築、販売、建物管理等を行う不動産ソリューションサービスを提供しております。資産運用を目的とした国内外の投資家を主要顧客とし、自社ブランドのコンパクトマンション「アルテシモ」シリーズを主力商品として販売しております。

当連結会計年度の販売戸数は702戸(前連結会計年度実績692戸)となりました。内訳としては、BtoC(個人投資家向けの販売)で352戸(同413戸)、BtoB(同業他社を含む法人向けの販売)で350戸(同279戸)となりました。BtoCの中には、海外投資家向けの販売79戸(同61戸)が含まれております。

この結果、売上高22,611,900千円(前連結会計年度比11.5%増)、営業利益1,377,123千円(同29.3%増)となりました。

### (プロパティマネジメント事業)

当セグメントは、不動産経営に関する様々な業務をオーナーに代わって管理するプロパティマネジメントサービスを提供しております。具体的には、自社ブランド「アルテシモ」シリーズに対するサブリース業務や管理代行業務を行っております。

当連結会計年度は、「アルテシモ」シリーズの販売に伴い、管理戸数が当連結会計年度末において2,245戸(前連結会計年度末2,128戸)となり、オーナーに対するサブリース契約、集金代行業務の契約が共に伸長しました。

この結果、売上高2,474,469千円(前連結会計年度比4.7%増)、営業利益187,816千円(同29.8%増)となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分          | 第14期<br>(2018年12月期) |       | 第15期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年12月期) |       | 前連結会計年度比    |        |
|---------------|---------------------|-------|----------------------------------|-------|-------------|--------|
|               | 金額                  | 構成比   | 金額                               | 構成比   | 金額          | 増減率    |
| 不動産ソリューション事業  | 20,281,692千円        | 89.6% | 22,611,900千円                     | 90.1% | 2,330,208千円 | +11.5% |
| プロパティマネジメント事業 | 2,362,366           | 10.4  | 2,474,469                        | 9.9   | 112,103     | +4.7   |
| 合計            | 22,644,058          | 100.0 | 25,086,370                       | 100.0 | 2,442,311   | +10.8  |

## ② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関等から次のとおり借入を行っております。

借入額 11,154,888千円 (2019年12月31日現在)

## (2) 財産及び損益の状況

## ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                  | 第12期<br>(2016年12月期) | 第13期<br>(2017年12月期) | 第14期<br>(2018年12月期) | 第15期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年12月期) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高(千円)             | 11,605,320          | 17,167,041          | 22,644,058          | 25,086,370                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 328,725             | 696,970             | 755,384             | 867,177                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)      | 51.36               | 108.17              | 101.79              | 114.78                           |
| 総資産(千円)             | 7,050,436           | 8,068,984           | 11,691,740          | 16,158,133                       |
| 純資産(千円)             | 1,110,799           | 2,384,337           | 3,078,205           | 3,853,427                        |
| 1株当たり純資産額 (円)       | 173.56              | 324.10              | 407.88              | 509.40                           |

- (注) 1. 当社では、第13期より連結計算書類を作成しております。第12期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 当社は、2016年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第12期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 12 期<br>(2016年12月期) | 第 13 期<br>(2017年12月期) | 第 14 期<br>(2018年12月期) | 第 15 期<br>(当事業年度)<br>(2019年12月期) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 9,753,909             | 15,064,192            | 20,320,560            | 22,671,445                       |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 301,224               | 651,641               | 659,869               | 753,573                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 47.07                 | 101.13                | 88.92                 | 99.74                            |
| 総 資 産(千円)      | 6,784,392             | 7,754,728             | 11,208,138            | 15,526,793                       |
| 純 資 産(千円)      | 1,052,661             | 2,280,871             | 2,879,223             | 3,540,841                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 164.48                | 310.04                | 381.51                | 468.08                           |

(注) 当社は、2016年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第12期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------------|----------|----------|---------------|
| 株式会社グローバル・リンク・パートナーズ | 35,000千円 | 100%     | プロパティマネジメント事業 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、持続的な成長へ向けて、以下の経営課題に取り組んでまいります。

##### ① 仕入ルートの拡充

当社グループの事業基盤である東京23区内での事業用地や仕入物件の確保は、地価の上昇に加え、他社との競合もあり、厳しさを増すものと想定されております。当社グループでは、自社ブランド「アルテシモ」の開発用地の継続的、安定的な確保を実現するために、東京23区内の土地所有者と共同開発する等の新たな仕入チャンネルを増やしてまいります。また、当社グループでは商業テナントビル開発やホテル開発も開始しておりますが、それにあわせて新たな仕入ルートの開拓に努めてまいります。

##### ② 新規サービスの導入

当社グループでは、安定的な事業拡大には、様々な土地仕入先、販売先の開拓が必要不可欠なものと考えております。このような認識のもと、国内外富裕層に一般公開前の開発物件情報を優先的に提供し、富裕層の個々の方の要望に沿った資産運用プランを提案するサービスである「ARTESSIMO Premium Investment」の提携金融機関を増やしております。また、東京23区高入居率地区での留学生等向けマンションのオペレーションサービスの提供を行う「UCHIWA(団扇)」を新規事業として2019年1月1日から開始しております。

##### ③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループでは、企業理念を十分理解し、不動産全般に対する必要な知識とノウハウを持ち、お客様の信頼を獲得できる人材を育成することが企業価値の源泉であると認識しております。こうした人材の採用と育成を重要な経営課題の一つとして捉え、従業員社宅制度を設け、全国的に人材の採用を進めるとともに、社員の教育研修制度・資格取得支援制度を充実させております。

##### ④ 財務体質の強化

当社グループの不動産ソリューション事業における販売用不動産の購入資金は、金融機関からの借入を主としております。今後の事業拡大を目指すためにも、金融機関との良好な関係を維持するとともに、資金調達手段の多様化に取り組んでまいります。また、販売用不動産の早期売却を図り、運転資金の確保や財務基盤の拡充を図ってまいります。

#### ⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、持続的な成長を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが最重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの強化の取組みとして、組織体制、人員体制の強化及び意思決定プロセスの明確化などを図ってまいりました。2018年12月には、当社グループが最良のコーポレート・ガバナンスを実現するための基盤として「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を策定し開示しております。また、役職員に対してコンプライアンス意識を高めるための啓発活動も継続して行っており、宅地建物取引業法をはじめとする各種法令の遵守及び反社会的勢力排除に向けた取り組み等を経営上の重要事項として認識しております。当社グループでは、コンプライアンス教育に積極的に取り組み、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めます。

(5) **主要な事業内容**（2019年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社により構成されております。事業内容は、次のとおりであります。

① **不動産ソリューション事業**

当社は、東京23区内を中心に不動産の土地仕入・企画、設計、販売、建物管理を主たる業務とする不動産ソリューション事業を行っております。資産運用を目的とした国内外の投資家を主要顧客とし、投資用不動産であるコンパクトタイプのマンションを自社ブランド「アルテシモ」として提供しております。

また、「アルテシモ」には、土地を仕入れて開発する物件（開発物件）と、マンション建設事業主から1棟を買い取り、「アルテシモ」仕様に変更する物件（専有仕入物件）があります。

当社の不動産の土地仕入、コンパクトマンションの設計・建築、企画、販売顧客先並びに営業活動は以下のとおりであります。

（土地仕入）

イ) 土地仲介会社を通じての土地情報をもとに仕入れております。

ロ) 開発事業者より仕入れております。

ハ) 土地等価交換セミナー等を通じ、土地所有者から仕入れております。

（コンパクトマンションの設計・建築、企画）

当社のマンション設計及び建築は、コンパクトマンションを手掛けている設計事務所や建設会社に外注しておりますが、当社では、「アルテシモ」仕様の基準を設け、マンションの企画を行っております。

（販売顧客先並びに営業活動）

イ) 「アルテシモ」には適さない土地を購入し、戸建て、ファミリーマンション業者への仲介または土地の企画売却を行っております。

ロ) 不動産販売会社への業者販売をしております。

ハ) Jリート、ファンドへの1棟売りをしております。

ニ) 国内外の個人投資家へ1戸ごとに個人販売をしております。

また、当社の販売した物件の各マンション管理組合より、マンション管理組合運営業務としてマンション管理組合に代わってマンション管理組合の運営を担う事務管理業務及び建物の管理として、日常清掃及び共用部の定期清掃等を行う清掃業務、共用部に設置される各種設備についての点検及び保守を受託しております。

## ② プロパティマネジメント事業

当社の完全子会社である株式会社グローバル・リンク・パートナーズは、不動産経営に関する様々な業務をオーナーに代わって管理するプロパティマネジメント事業を主たる業務とし、自社ブランド「アルテシモ」に対するサブリース業務または管理代行業務を行っております。プロパティマネジメント事業の主たるサービスは以下のとおりであります。

イ) 自社販売物件のオーナーに対して一定期間賃貸物件を借り上げ、契約で定めた賃料を支払い、入居希望者に転貸する「サブリース業務（注）」を行っております。

ロ) オーナーに代わり家賃の集金や入居・退去に関わる各種契約管理業務を行う「管理代行業務」を行っております。

（注）現在の株式会社グローバル・リンク・パートナーズの標準のサブリース契約では、契約期間最大35年間、原則7年毎のサブリース賃料改定とし、賃料が下がる場合、下げ幅を最大5%に制限しております。オーナーにとって長期契約による安定した家賃収入の確保を提供しております。なお、6ヶ月の予告期間をもって双方からの解約は可能となっている他、外部環境の変化や法制度・税制度の変更その他契約締結後の事情の変更が認められる場合、協議の上、サブリース賃料を改定できることとしております（ただし、この場合も下げ幅を最大5%としております）。

## (6) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

### ① 本社

| 名 称 | 所在地               |
|-----|-------------------|
| 本 社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 |

### ② 子会社

| 名 称                  | 所在地               |
|----------------------|-------------------|
| 株式会社グローバル・リンク・パートナーズ | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 |

## (7) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

## ①企業集団の使用人の状況

| 事業区分          | 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|---------|-------------|
| 不動産ソリューション事業  | 75(2)名  | 20名増(1名増)   |
| プロパティマネジメント事業 | 9(-)名   | 1名増(1名減)    |
| 全社（共通）        | 30(2)名  | -(-)        |
| 合計            | 114(4)名 | 21名増(-)     |

- (注) 1.使用人数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
- 2.全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。
- 3.使用人数が最近1年間に於いて21名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## ②当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 105(4)名 | 20名増(1名増) | 31.8歳 | 3.9年   |

- (注) 1.使用人数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工など）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
- 2.使用人数が最近1年間に於いて20名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額       |
|---------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 イ オ ン 銀 行         | 1,485,000千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 880,000     |
| 株 式 会 社 徳 島 銀 行           | 786,000     |
| 株 式 会 社 東 日 本 銀 行         | 732,000     |
| 株 式 会 社 九 州 リ ー ス サ ー ビ ス | 696,000     |
| ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社      | 694,800     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 620,000     |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行       | 570,000     |
| 株 式 会 社 S B J 銀 行         | 563,300     |
| 日 本 住 宅 無 尽 株 式 会 社       | 550,000     |
| 株 式 会 社 足 利 銀 行           | 492,960     |

(注)株式会社徳島銀行は、2020年1月1日付で株式会社大正銀行と合併し、株式会社徳島大正銀行に商号変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 25,600,000株

② 発行済株式の総数 7,564,640株

（注） 新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、発行済株式の総数は17,760株増加しております。

③ 株主数 5,921名

④ 大株主

| 株 主 名                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|------------|---------|
| 株式会社G2A                     | 2,566,500株 | 33.92%  |
| 金 大仲                        | 1,842,400  | 24.35   |
| 富永 康将                       | 212,000    | 2.80    |
| 株式会社FPG                     | 102,400    | 1.35    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口) | 75,600     | 0.99    |
| 鈴木 東洋                       | 71,200     | 0.94    |
| 富田 直樹                       | 71,200     | 0.94    |
| 中山 満則                       | 71,200     | 0.94    |
| GLM従業員持株会                   | 66,800     | 0.88    |
| 吉村 友希                       | 58,400     | 0.77    |

（注） 自己株式は所有しておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                                    |                             | 第1回新株予約権                                             | 第2回新株予約権                                       |
|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                              |                             | 2015年12月1日                                           | 2016年8月10日                                     |
| 新株予約権の数                            |                             | 192個                                                 | 10個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注)1         |                             | 普通株式307,200株<br>(新株予約権1個につき<br>1,600株)               | 普通株式160株<br>(新株予約権1個につき<br>16株)                |
| 新株予約権の払込金額                         |                             | 新株予約権と引換えに払込<br>は要しない                                | 新株予約権と引換えに払込<br>は要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される<br>財産の価額<br>(注)1 |                             | 新株予約権1個当たり<br>170,000円<br>(1株当たり107円)                | 新株予約権1個当たり<br>2,140円<br>(1株当たり134円)            |
| 権利行使期間                             |                             | 2017年12月8日から<br>2025年12月1日まで                         | 2018年8月23日から<br>2026年8月10日まで                   |
| 付与対象者の区分及び人数                       |                             | 当社取締役4名                                              | 監査等委員である取締役1名                                  |
| 行使の条件                              |                             | (注)2                                                 | (注)2                                           |
| 役員の保有状況                            | 取締役<br>(監査等委員である<br>取締役を除く) | 新株予約権の数<br>96個<br>目的となる株式数<br>153,600株<br>保有者数<br>4名 | 新株予約権の数<br>一個<br>目的となる株式数<br>一株<br>保有者数<br>一名  |
|                                    | 監査等委員である<br>取締役             | 新株予約権の数<br>一個<br>目的となる株式数<br>一株<br>保有者数<br>一名        | 新株予約権の数<br>5個<br>目的となる株式数<br>80株<br>保有者数<br>1名 |

(注) 1. 当社は、2016年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年10月5日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年6月9日付で普通株式1株につき2株の割合、並びに2018年10月19日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式分割後の数値を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

## ① 取締役の状況（2019年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                 |
|---------------|---------|----------------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 金 大 仲   | (株)グローバル・リンク・パートナーズ<br>取締役<br>(株)G 2 A 代表取締役 |
| 専務取締役         | 富 永 康 将 | (株)グローバル・リンク・パートナーズ<br>代表取締役<br>営業本部長        |
| 取締役           | 鈴 木 東 洋 | 管理本部長                                        |
| 取締役           | 富 田 直 樹 | 海外事業本部長                                      |
| 取締役           | 中 山 満 則 | 開発本部長<br>(株)グローバル・リンク・パートナーズ<br>取締役          |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 賀 茂 淳 一 | (株)グローバル・リンク・パートナーズ<br>監査役                   |
| 取締役（監査等委員）    | 琴 基 浩   | 琴税理士事務所 所長<br>(株)グローバルビジネスコンサルタント<br>代表取締役   |
| 取締役（監査等委員）    | 中 西 和 幸 | 田辺総合法律事務所パートナー<br>(株)V A Z 社外監査役             |

- (注) 1. 取締役（監査等委員・常勤）賀茂淳一氏、取締役（監査等委員）琴基浩氏、取締役（監査等委員）中西和幸氏は、社外取締役であります。なお、コーポレートガバナンスの強化、監査機能の強化のため、取締役（監査等委員）賀茂淳一氏を常勤の取締役（監査等委員）に選定しております。
2. 取締役（監査等委員）琴基浩氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）中西和幸氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しております。
4. 2020年1月1日付で専務取締役富永康将氏の担当が、営業本部長からアセットマネジメント事業本部長に変更となりました。
5. 2020年1月1日付で取締役中山満則氏の担当が、開発本部長から開発事業本部長に変更となりました。
6. 当社は、社外取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏の3名を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役賀茂淳一氏、琴基浩氏、中西和幸氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## ③ 取締役の報酬等

| 区 分                                            | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）<br>（ う ち 社 外 取 締 役 ） | 5名<br>(-) | 174,000千円<br>(-)    |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）<br>（ う ち 社 外 取 締 役 ）       | 3<br>(3)  | 17,700<br>(17,700)  |
| 合 計<br>（ う ち 社 外 役 員 ）                         | 8<br>(3)  | 191,700<br>(17,700) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月23日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員である取締役賀茂淳一氏は、中小企業診断士であり、株式会社グローバル・リンク・パートナーズの監査役であります。株式会社グローバル・リンク・パートナーズは当社の子会社であります。
- ・監査等委員である取締役琴基浩氏は、税理士であり、琴税理士事務所の所長、株式会社グローバルビジネスコンサルタントの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役中西和幸氏は、弁護士であり、田辺総合法律事務所のパートナー、株式会社V A Zの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             |         | 出席状況及び発言状況                                                                                                    |
|-------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査等委員である取締役 | 賀 茂 淳 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回、及び監査等委員会13回全てに出席しました。<br>(発言状況)<br>取締役会及び監査等委員会では、中小企業診断士としての経験や高い見識を活かし、必要に応じて発言を行っております。 |
| 監査等委員である取締役 | 琴 基 浩   | 当事業年度に開催された取締役会13回、及び監査等委員会13回全てに出席しました。<br>(発言状況)<br>取締役会及び監査等委員会では、税理士としての経験や高い見識を活かし、必要に応じて発言を行っております。     |
| 監査等委員である取締役 | 中 西 和 幸 | 当事業年度に開催された取締役会13回、及び監査等委員会13回全てに出席しました。<br>(発言状況)<br>取締役会及び監査等委員会では、弁護士としての経験や高い見識を活かし、必要に応じて発言を行っております。     |

(注) 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積り等の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項ありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

(内部統制システム整備の状況)

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスを経営上の基本方針と定め、取締役及び使用人は行動規範を定め、また法令、定款の遵守はもとより、企業倫理並びに社会的規範の遵守に努めるものとしております。
- ②コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組みの検討及び審議を行っております。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任しております。
- ④業務執行部門から独立した内部監査担当部署が、各部門の業務執行における内部統制システムの整備運用状況に係る監査を実施し、監査結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行っております。
- ⑤取締役会は、「情報セキュリティ管理規程」を定め、顧客情報を含む個人情報、機密情報など情報資産の管理を適切に行う体制を整備しております。
- ⑥内部通報制度に基づく相談窓口を設け、取締役及び使用人に相談窓口の存在を周知させ、コンプライアンス上の問題を発見した場合、その解決と再発防止に努めております。
- ⑦市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応しております。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、その職務の執行に係る情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。
- ②「機密情報管理規程」及び「個人情報取扱基本規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努めております。

C. リスク管理に関する規程その他の体制

- ①持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

- ②必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受け、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営方針や中期事業計画、年度計画を策定し、定期的な進捗状況の確認及び経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行うものとしております。
- ②定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を検討しております。
- ③取締役会は、経営会議に日常の業務執行に係る検討を委任するものとしております。
- ④日常の業務執行に際しては、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」を整備し、会社業務の組織的かつ効果的な運営に努めるものとしております。
- ⑤企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、内部監査や弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図っております。また、会計監査を担当する会計監査人と、定期的な監査のほか会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めております。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①コンプライアンスに関する規定及び内部通報制度については、グループ全体のものとして運用し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図るものとしております。
- ②子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うものとしております。
- ③監査等委員である取締役及び内部監査担当部署は、子会社の内部統制システムが適切に整備・運用されているかに留意し、業務の適切性について確認を行うものとしております。
- ④取締役は、子会社に対し、適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するほか、内部統制システムの整備全般に関する責任を負うものとしております。

F. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①必要に応じ、監査等委員を補助すべき使用人を配置するものとしております。
- ②監査等委員を補助すべき使用人を置く場合、その異動、評価については、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとしております。

G. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ①監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告書を求めることができるものとしております。
- ②取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行うものとしております。
- ③取締役及び使用人は、監査等委員から要請があった場合は、業務執行に関する事項について、速やかに監査等委員に報告を行うものとしております。
- ④監査等委員に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図るものとしております。

H. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、定期的に代表取締役社長と、また、定期的に内部監査担当部署並びに会計監査人と協議の場をもつものとしております。
- ②監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①内部統制システム全般

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役3名を含む8名の取締役で構成されており、監査等委員である取締役3名は社外取締役であります。

常勤の監査等委員である取締役は、当社取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、社外取締役が、独立した立場から当社の経営への監督、関与ができるようにしており、子会社を含む当社の業務の執行状況が、当社取締役会で報告されることにより、社外取締役が、独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

さらに2018年12月には、当社グループが最良のコーポレート・ガバナンスを実現するための基盤として「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を策定し開示しております。

### ②コンプライアンス

コンプライアンス委員会で当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案・実施しております。また、法務部、人事総務部が中心となって、従業員に対するコンプライアンスに関する研修・啓発活動を行うとともに、法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することを目的として、社内通報窓口の設置と社外の弁護士への通報体制を整備し、運用しております。

### ③リスク管理

当社の危機管理においては、経営に重大な影響を及ぼす危機の未然防止及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし「リスク管理規程」を制定しております。同規程に基づいてあらかじめ具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備運用しております。

#### ④子会社の経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の管理本部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、同規程で定める事前協議事項について、それぞれの当社の主管部門が、子会社から事前に承認申請又は報告を受ける体制を整えております。また、当社の内部監査担当者は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

#### ⑤取締役の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、また、社外取締役においては、取締役会のほか全体会議等の重要な会議体に出席し、積極的に発言が行われる機会を設けることで監督機能を強化しております。また、「組織規程」、「職務権限規程」等を制定し、責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っております。

#### ⑥監査等委員である取締役

監査等委員である取締役は、取締役会への出席及び常勤の監査等委員である取締役による経営会議その他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査責任者と必要に応じて情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は当事業年度末日時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動状況等を常に注視してまいります。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当連結会計年度におきましては、期末配当を1株当たり12円50銭といたしました。

## 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>15,581,038</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>6,276,640</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,887,844         | 短 期 借 入 金            | 1,419,232         |
| 販 売 用 不 動 産            | 1,360,337         | 1 年内返済予定の長期借入金       | 3,805,329         |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産        | 11,773,598        | 未 払 金                | 39,155            |
| 貯 蔵 品                  | 1,137             | 未 払 法 人 税 等          | 347,385           |
| 前 渡 金                  | 485,709           | そ の 他                | 665,537           |
| そ の 他                  | 73,748            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>6,028,066</b>  |
| 貸 倒 引 当 金              | △1,337            | 長 期 借 入 金            | 5,930,326         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>577,094</b>    | 転貸事業損失引当金            | 15,453            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>164,834</b>    | そ の 他                | 82,285            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 61,460            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>12,304,706</b> |
| 土 地                    | 81,685            | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                   |
| そ の 他                  | 21,687            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>3,853,427</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>73,251</b>     | 資 本 金                | 500,097           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>339,009</b>    | 資 本 剰 余 金            | 300,097           |
| 投 資 有 価 証 券            | 14,400            | 利 益 剰 余 金            | 3,053,232         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 58,587            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,853,427</b>  |
| そ の 他                  | 268,121           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>16,158,133</b> |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,100            |                      |                   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>16,158,133</b> |                      |                   |

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から)  
(2019年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 25,086,370 |
| 売上原価            | 20,903,262 |
| 売上総利益           | 4,183,107  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,618,167  |
| 営業利益            | 1,564,940  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 20         |
| 受取配当金           | 1,916      |
| その他             | 1,619      |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 185,221    |
| その他             | 18,352     |
| 経常利益            | 1,364,923  |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,364,923  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 524,388    |
| 法人税等調整額         | △26,642    |
| 当期純利益           | 867,177    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 867,177    |

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)  
(2019年12月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |           | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計    |           |
| 当 期 首 残 高           | 498,907 | 298,907   | 2,280,391 | 3,078,205 | 3,078,205 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |           |           |
| 新 株 の 発 行           | 1,189   | 1,189     |           | 2,379     | 2,379     |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |           | △94,336   | △94,336   | △94,336   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 |         |           | 867,177   | 867,177   | 867,177   |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 1,189   | 1,189     | 772,841   | 775,221   | 775,221   |
| 当 期 末 残 高           | 500,097 | 300,097   | 3,053,232 | 3,853,427 | 3,853,427 |

# 貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>14,933,520</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>6,050,143</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,230,281         | 短 期 借 入 金            | 1,419,232         |
| 販 売 用 不 動 産            | 1,360,337         | 1年内返済予定の長期借入金        | 3,805,329         |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産        | 11,773,598        | 未 払 金                | 31,019            |
| 貯 蔵 品                  | 1,051             | 未 払 法 人 税 等          | 301,013           |
| 前 渡 金                  | 485,709           | そ の 他                | 493,549           |
| そ の 他                  | 82,542            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>5,935,809</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>593,273</b>    | 長 期 借 入 金            | 5,930,326         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>160,585</b>    | そ の 他                | 5,482             |
| 建 物                    | 58,941            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>11,985,952</b> |
| 土 地                    | 81,685            | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                   |
| そ の 他                  | 19,958            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>3,540,841</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>70,575</b>     | 資 本 金                | 500,097           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>362,111</b>    | 資 本 剰 余 金            | 300,097           |
| 関 係 会 社 株 式            | 35,000            | 資 本 準 備 金            | 300,097           |
| 投 資 有 価 証 券            | 14,400            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>2,740,646</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 47,320            | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 2,740,646         |
| そ の 他                  | 267,491           | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 2,740,646         |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,100            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,540,841</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,526,793</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>15,526,793</b> |

損 益 計 算 書

(2019年 1 月 1 日から)  
(2019年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 22,671,445 |
| 売上原価         | 18,797,046 |
| 売上総利益        | 3,874,399  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,497,275  |
| 営業利益         | 1,377,123  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 15         |
| 受取配当金        | 1,916      |
| その他          | 1,597      |
| 3,529        |            |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 185,221    |
| その他          | 16,180     |
| 201,402      |            |
| 経常利益         | 1,179,250  |
| 税引前当期純利益     | 1,179,250  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 453,187    |
| 法人税等調整額      | △27,509    |
| 当期純利益        | 425,677    |
|              | 753,573    |

## 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |             |              |             |           | 純資産合計     |
|---------------|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|-----------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金    |             | 株主資本合計    |           |
|               |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |           |           |
|               |         |           |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |           |           |
| 当 期 首 残 高     | 498,907 | 298,907   | 298,907     | 2,081,409    | 2,081,409   | 2,879,223 | 2,879,223 |
| 当 期 変 動 額     |         |           |             |              |             |           |           |
| 新 株 の 発 行     | 1,189   | 1,189     | 1,189       |              |             | 2,379     | 2,379     |
| 剰 余 金 の 配 当   |         |           |             | △94,336      | △94,336     | △94,336   | △94,336   |
| 当 期 純 利 益     |         |           |             | 753,573      | 753,573     | 753,573   | 753,573   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,189   | 1,189     | 1,189       | 659,237      | 659,237     | 661,617   | 661,617   |
| 当 期 末 残 高     | 500,097 | 300,097   | 300,097     | 2,740,646    | 2,740,646   | 3,540,841 | 3,540,841 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

|                    |       |           |   |
|--------------------|-------|-----------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 飯 畑 史 朗   | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 川 伊 智 郎 | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバル・リンク・マネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

|                    |       |           |   |
|--------------------|-------|-----------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 飯 畑 史 朗   | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小 川 伊 智 郎 | 印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバル・リンク・マネジメントの2019年1月1日から2019年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

株式会社グローバル・リンク・マネジメント

監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 賀 茂 淳 一 ㊞

監 査 等 委 員 琴 基 浩 ㊞

監 査 等 委 員 中 西 和 幸 ㊞

(注) 監査等委員 賀茂 淳一、 琴 基浩及び 中西 和幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の多様化に対応するため、当社定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加及び変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 不動産売買、賃貸、仲介及び管理<br>2. <u>建物の建築設計並びにその企画販売及びそれらのコンサルティング業務</u><br>3. <u>経営コンサルタント業及び情報提供サービス業</u><br>（新規）<br>4. 建物・構築物の増改築、建替え及び住宅のリフォーム請負<br><br>（新規）<br>5. 生命保険・損害保険代理業<br>6. WEBサイトの構築、運営、管理<br>7. WEBサイトを利用した情報の収集、分析、解析業務<br>8. インターネットを利用した情報提供サービスの企画、構築、運営、管理<br>9. インターネットでのネットワークを利用した仲介業務<br>10. インターネットでの広告宣伝の情報媒体の販売業務<br>（3.より移動） | （目的）<br>第2条 （現行どおり）<br>1. （現行どおり）<br>2. <u>土地・建物に関する企画、設計、開発及び販売</u><br>（12.に移動）<br>3. <u>建築工事、土木工事、設備工事、及び内外装工事の請負、施工、設計及び工事監理</u><br>4. 建物・構築物の増改築、建替え及び住宅のリフォーム請負、施工、設計及び工事監理<br>5. <u>前各号の事業に係るコンサルティング及び業務支援並びに情報提供サービス業務</u><br>6. （現行どおり）<br>7. （現行どおり）<br>8. （現行どおり）<br>9. （現行どおり）<br>10. （現行どおり）<br>11. （現行どおり）<br>12. <u>経営コンサルティング及び情報提供サービス業務</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>11.</u> 不動産特定共同事業<br><u>12.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務<br>(新規)<br><br>(11.より移動)<br>(新規)<br><br>(新規)<br><br><br><br><br>(12.より移動) | (15.に移動)<br>(18.に移動)<br><u>13.</u> 不動産に関する市場調査、コンサルティング及び情報提供サービス業務<br><u>14.</u> 商業施設、店舗、旅館、ホテルなどの企画、経営及びコンサルティング業務<br><u>15.</u> 不動産特定共同事業<br><u>16.</u> 有価証券等の保有、運用、売買及び管理並びにその他の投資事業<br><u>17.</u> 前各号及び下記事業を営む会社(外国会社を含む。)組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等による事業活動の管理、指導、支援、支配<br>宅地建物取引業、不動産及び不動産証券化商品に関する投資助言・代理業及び投資一任契約に係る業務、投資法人資産運用業及び投資信託委託業並びにそれらに付帯関連する一切の業務<br><u>18.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務 |

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | 金 大 仲<br>(1974年6月2日)    | 1997年4月 (株) 商工ファンド入社<br>1997年10月 (株) テイマン入社<br>2003年12月 (株) ディベックス入社<br>2005年3月 当社設立 当社代表取締役<br>2007年11月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ<br>代表取締役<br>2015年10月 当社代表取締役社長（現任）<br>2015年11月 (株) G 2 A 代表取締役（現任）<br>2016年8月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ<br>取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株) G 2 A 代表取締役<br>(株) グローバル・リンク・パートナーズ 取締役 | 1,842,400株 |
| 2          | 富 永 康 将<br>(1980年4月26日) | 2003年4月 (株) ディベックス入社<br>2005年4月 当社入社<br>2005年5月 当社専務取締役<br>2015年1月 当社専務取締役営業本部長<br>2015年7月 (株) グローバル・リンク・パートナーズ<br>代表取締役（現任）<br>2018年1月 当社専務取締役<br>2019年1月 当社専務取締役営業本部長<br>2020年1月 当社専務取締役<br>アセットマネジメント事業本部長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株) グローバル・リンク・パートナーズ 代表取締役                                            | 212,000株   |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | 鈴木東洋<br>(1976年9月24日)       | 1995年4月 ヤナギダ陸運(株)入社<br>2002年12月 (株)ディベックス入社<br>2005年4月 当社入社<br>2005年5月 当社取締役管理部長<br>2009年9月 (株)AMBITION 社外取締役<br>2015年1月 当社取締役管理本部長(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                             | 71,200株    |
| 4         | とみ富 田 直 樹<br>(1979年12月26日) | 2003年4月 (株)ディベックス入社<br>2005年7月 当社入社<br>2006年8月 当社取締役営業部長<br>2015年1月 当社取締役営業本部 担当副本部長<br>2018年1月 当社取締役営業本部長<br>2019年1月 当社取締役海外事業本部長(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 71,200株    |
| 5         | なか 中 山 満 則<br>(1963年7月13日) | 1988年5月 (株)日本ライベスト入社<br>1989年10月 (株)ヒューマンランド入社<br>1991年4月 タイトー建設(株)入社<br>1993年4月 ヨコハウス(株)入社<br>2000年3月 (株)日商ハーモニー(現 (株)シノケンハーモニー)入社<br>2001年4月 同社 開発事業部長<br>2005年3月 日倉建物(株)入社 事業部長<br>2007年4月 同社 取締役事業部長<br>2008年1月 当社入社 流動化事業部長<br>2012年1月 当社取締役開発部長<br>2015年1月 当社取締役開発事業本部長<br>2016年8月 (株)グローバル・リンク・パートナーズ<br>取締役(現任)<br>2018年1月 当社取締役開発事業部長<br>2020年1月 当社取締役開発事業本部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)グローバル・リンク・パートナーズ 取締役 | 71,200株    |

(注) 金大仲氏は当社の親会社等に該当いたします。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)           | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | 賀 茂 淳 一<br>(1953年9月12日) | 1976年4月 ソニー（株）入社<br>2009年4月 ソニーモバイルディスプレイ（株）監査役<br>2012年6月 ソニーモバイルコミュニケーションズ（株）監査役<br>2012年6月 ソニービーシーエル（株） 非常勤監査役<br>2013年1月 ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン（株）非常勤監査役<br>2017年10月 （株）eNFC 監査役<br>2018年1月 （株）グローバル・リンク・パートナーズ 監査役（現任）<br>2018年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>（株）グローバル・リンク・パートナーズ 監査役 | —                 |
| 2         | 琴 基 浩<br>(1966年2月6日)    | 1991年9月 KPMGピートマーウィック(現KPMG税理士法人)入社<br>1993年9月 お茶の水総合事務所（現税理士法人お茶の水税経）入所<br>1995年6月 琴税理士事務所 所長（現任）<br>2000年12月 （株）グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役（現任）<br>2016年4月 当社監査役<br>2016年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>琴税理士事務所 所長<br>（株）グローバルビジネスコンサルタント 代表取締役                                              | 80株               |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏<br>(生年月日)                 | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | なか にし かず ゆき<br>中 西 和 幸<br>(1967年6月16日) | 1992年 4 月 住友海上火災保険(株)入社<br>1995年 4 月 田辺総合法律事務所入所(現任)<br>2007年 4 月 第一東京弁護士会総合法律研究所<br>会社法研究部会部会長<br>2010年 5 月 (株)レナウン 社外取締役<br>2012年 4 月 国分寺市オンブズパーソン<br>2012年 6 月 オーデリック(株)社外監査役<br>2017年 6 月 (株)VAZ 社外監査役<br>2017年10月 金融庁企業会計審議会監査部会 臨時委員<br>(現任)<br>2018年 3 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>田辺総合法律事務所 パートナー | —                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができる  
と判断した理由について
- (1) 賀茂淳一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が中小企業診断士の資格を有しており、長年にわたる監査役経験に基づく豊富な知識と幅広い見解を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 琴基浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士の資格を有しており、職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を、監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年10ヶ月となります。

- (3) 中西和幸氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役ではありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、賀茂淳一氏、琴基浩氏及び中西和幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。3氏の再任が承認された場合には、引続き3氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

2018年3月28日開催の第13回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された秦東主氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)       | (重要な兼職の状況)                            | 所有する当社の株式数 |
|--------------------|---------------------------------------|------------|
| 秦東主<br>(1977年6月3日) | 2008年9月 鈴木・伊東法律事務所（現 鈴木諭法律事務所） 入所（現任） | —          |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 秦東主氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 秦東主氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と深い見識を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 秦東主氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
5. 当社は秦東主氏が就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年5月23日開催の当社臨時株主総会において、年額200百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、ご承認をいただいております。

この度、更なる企業価値向上を図るため、当社事業の発展、継続的な業績の向上を目指し、その成果に対するインセンティブとして、業績連動報酬を取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に新たに付与し、好業績の際の多額の賞与支払いに備えるとともに、今後、事業拡張に必要な業務執行取締役の増員等も考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と改定させていただきたく存じます。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年5月23日開催の当社臨時株主総会において、年額200百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額300百万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）となります。

今般、当社は、当社の業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、取締役在任期間中の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して監査等委員会の審議を経て決定することとしており、また、譲渡制限期間は取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までとされ、継続して企業価値向上へのインセンティブが働くものであり、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の対象取締役は5名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

### 記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率または併合比率に応じて合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のい

れの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

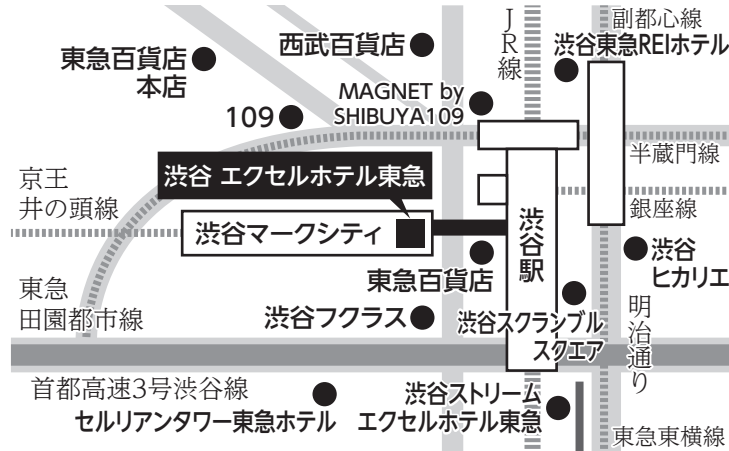
当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い対象取締役が、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなるときには、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

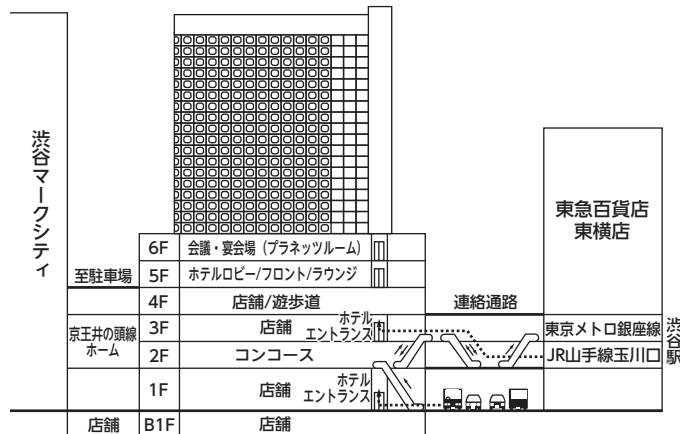
# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内  
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム  
 連絡先：03-5457-0109（ホテル代表番号）



## 交通のご案内

- J R（山手線・埼京線）・東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線）・東急（東横線・田園都市線）「渋谷駅」直結
- 京王井の頭線 「渋谷駅」上部



■ 1階又は3階から渋谷エクセルホテル東急専用エレベーターにて6階にお越しく下さい。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。